

山口県報

平成22年
10月12日
(火曜日)

目 次

規則
山口県立美術館規則の一部を改正する規則（文化振興課）……………一
教委規則
山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則……………二
人委規則
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………二
公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………三



山口県立美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 閑 成

山口県規則第四十八号

山口県立美術館規則の一部を改正する規則

山口県立美術館規則（平成十九年山口県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削る。

第五条中「第六条」を「第八条」に改め、「使用の許可」の下に、「（条例第十四条第一項第五号の規定により指定管理者が行つものを除く。）」を加え、同条を第二条とす

る。

第六条を第三条とする。

第七条中「第六条」を「第八条」に改め、同条を第四条とする。

第八条を第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第六条 条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第七条 条例第十五条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 美術館の管理に係る事業計画

2 条例第十五条第三項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 美術館の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第八条 条例第十五条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

第九条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「使用しなければ」を「利用しなければ」に改め、同条第二号中「使用者」を「利用者」に改める。

別記第一号様式中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「第6条」を「第8条」に改める。
 別記第二号様式中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に、「第9条」を「第8条」に改める。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則

山口県青少年野外活動センター規則(昭和四十九年山口県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
 掲載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
 ない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 青少年野外活動センターの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 二 法人にあつては、登記事項証明書

三 青少年野外活動センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
 において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
 掲載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 青少年野外活動センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲
 げる事項を遵守し、青少年野外活動センターの設置の目的に沿つて、これを使用しな
 ければならない。

一 青少年野外活動センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行
 為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が青少年野外活動センターの管理のため必要
 があると認めて定めた事項

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正す
 る規則をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年山口県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中、「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

- 1 一般の派遣職員の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する日本国大使館に勤務する外務公務員(以下「外務公務員」という。))であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)(の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)(に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。
- 2 第四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中、「前三項」を、「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中、「月額」を、「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 - 2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額)を超えてはならない。
- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、一般職の職員

の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)(第五条第六項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)(第七条第六項の規定により標準号給数(職員給与条例第五条第七項又は学校職員給与条例第七条第七項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)(を昇給するものとし、職員給与条例第十六条の八第二項第一号又は学校職員給与条例第十八条の四第二項第一号に規定する率を成績率(期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)(第十四条に規定する職員の勤務成績による割合をいう。)(として定められた職員とする。

8 第一項及び前二項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならない。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第五十五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十二日

山口県公安委員会

表山口県若国警察署の部由宇交番の項所管区の欄中、「由宇町西三丁目」の下に、「由宇町北一丁目、由宇町北二丁目、由宇町北三丁目、由宇町北四丁目、由宇町北五丁目、由宇町北六丁目、由宇町北七丁目」を加え、同表山口県光警察署の部熊毛交番の項所管区の欄中、「勝間ヶ丘三丁目」の下に、「鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目」を加える。

平成二十二年十月十二日
印刷発行

発行所

山口県知事庁